

## 契 約 条 項

## (総 則)

第1条 受注者は、発注者の提示した文書、図面等（以下「文書等」という。）に基づき、この契約の目的物（以下「物品」という。）を発注者に引き渡さなければならない。

## (当然履行義務)

第2条 受注者は、この契約についてこの契約条項及び文書等に明示されていない事項でも、履行上当然に必要な事項については、契約金額を変更することなく、これを行わなければならない。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、発注者の書面による承諾を得なければ、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

## (契約の変更)

第4条 発注者は、必要があるときは、物品の数量若しくは履行期間の変更をし、又はこの契約の履行を中止することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約の変更を必要とするときは、発注者の指定する期間内に変更契約書又は変更請書を発注者に提出しなければならない。

## (履行期間の延長等)

第5条 受注者は、天災その他避けることのできない特別の事由があるときは、履行期間の延長又は履行期間内の一時中止を申し出ることができる。

## (危険負担)

第6条 物品の引渡し前に生じた損害は、発注者の故意又は重大な過失によって生じた損害である場合を除き、すべて受注者の負担とする。

## (検査等)

第7条 受注者は、物品を引渡場所に搬入したときは、検査員を経て、納品書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、受注者から納品書の提出があったときは、それを受理した日から10日以内において、期日を定めて、検査又は試験を行い、この契約に定めた事項に適合しているかどうかを確認しなければならない。

3 受注者は、前項に規定する検査又は試験に立ち会わなければならない。

4 受注者は、第2項の検査又は試験に立ち会わないときは、当該検査又は試験の結果について異議をとねることができない。

## (検査又は試験の方法)

第8条 検査員は、前条第2項の検査又は試験に必要があると認めるときは、物品の一部を使用し、加工し、加工物を分析し、又はその他の方法で精密な検査又は試験を行うことができる。

2 前項の検査又は試験に要する費用及びその修復に要する費用は、受注者が負担しなければならない。

3 第1項の検査又は試験は、物品の総量の一部についての検査又は試験の方法により、当該物品の総量の適否を判定することができる。

## (不完全な履行)

第9条 検査員は、検査又は試験の結果、この契約に定めた事項に適合しないと認めるときは、期日を定めて、完全な履行を求めることができる。

2 受注者は、検査員から完全な履行を求められたときは、これに従わなければならない。

## (値引採用)

第10条 前条第1項の規定により、検査員から完全な履行を求められたにもかかわらず、物品が僅少の不備で使用上支障がないと認める場合には、発注者は、受注者の請求により契約金額を値引きして完全な履行にかえることができる。

2 前項の規定により契約金額から値引きする額は、発注者が認定する。

3 受注者は、前項の規定により、発注者が認定した額について異議をとねることができない。

## (引渡時期)

第11条 受注者から発注者への物品の引渡しは、引渡場所において、第7条第2項に規定する検査又は試験に合格したときをもって完了する。

## (契約金額の支払い)

第12条 発注者は、検査又は試験の結果、この契約に定めた事項に適合すると認めるときは、物品を収受し、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。

## (瑕疵担保)

第13条 受注者は、前条の規定により物品の引渡し完了後1年間その隠れた瑕疵について担保の責任を負わなければならない。

2 前項に規定する期間内に生じ、又は発見した一切の瑕疵に対しては、第9条及び第10条の規定を準用する。ただし、発注者において、その瑕疵が受注者の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、この限りでない。

## (延滞金)

第14条 受注者は、正当な理由がなくこの契約の履行を遅延したときは、遅延日数に応じ、契約金額（単価による契約の場合は、指示数量に対する金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額。）に契約締結の日における名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号。以下「契約規程」という。）第38条第1項に定める割合を乗じて得た額を、延滞金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

2 受注者が前項に規定する延滞金を発注者の指定する期間内に納付しないときは、発注者は、契約金額から延滞金を控除することができる。

3 第1項に規定する延滞金の算定の基礎となる日数には検査又は試験に要した日数及び第9条第1項の規定により完全な履行をさせるため最初に指定した期日までの日数は算入しないものとする。

## (契約の合意解除)

第15条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 第4条第1項の規定による中止の期間が全契約期間の3分の2以上に至っても中止解除にならないときは、受注者は、発注者と協議の上、この契約の全部又は一部の解除を求めることができる。

## (契約の一方的解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を用いなくてこの契約を解除することができる。ただし、次条の規定により第2号に該当するときは除く。

(1) 正当な理由がないのにこの契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないと認めるとき。

(2) この契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) この契約の履行にあたり、検査員の指揮監督に従わないとき又はその職務の執行を妨げ、若しくは妨げようとしたと認めるとき。

(4) この契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。

(5) 自己の責めに帰すべき事由によってこの契約の履行が不能となったとき。

(6) 自己の都合によってこの契約の解除を請求したとき。

(6)の2 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力

を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体をいう。以下この号において同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) その他この契約に定めた条件に違反したとき。

#### (談合その他の不正行為に係る契約の解除)

**第17条** 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、前条第2号に規定する不正の行為とみなし、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定(以下「独占等禁止規定」という。)に違反するとして、独占禁止法49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占等禁止規定又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

**第17条の2** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、契約金額(単価による契約の場合は、契約総量が確定している単価契約にあっては契約単価に契約総量乗じて得た額に、契約総量が確定していない単価契約にあっては契約単価に債務不履行に係る契約数量乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額。)の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前条第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

#### (談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

**第18条** 受注者は、この契約に関して第17条各号のいずれかに該当するときは、この契約の解除にかかわらず、契約金額(単価による契約の場合は、確定支払金額。以下同じ。)に100分の20を乗じて得た額(損害の額が契約金額に100分の20を乗じて得た額を超える場合にあっては、当該損害の額。)の賠償金及び契約金額の支払いが完了した日から当該賠償金の支払いの日までの日数に応じ、契約締結の日における契約規程第50条の2第1項に定める割合で計算した額の利息を発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第17条第1号及び第3号のうち、独占等禁止規定に該当する違法な行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合など発注者に損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、そのことを発注者が認めるとき。

(2) 第17条第2号に該当する場合において、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し、刑に処せられたとき、又は同項第3号に該当する場合において、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(第17条第3号に該当する場合においては、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

#### (契約解除後の既納物品の取扱い)

**第19条** 発注者は、この契約の解除又は第4条第1項の場合において、その履行部分に対しては、第7条第2項に規定する検査又は試験を行い、この契約に適合したと認められたものに限り、その代価を支払い、取得することができる。

2 受注者は、前項の場合において、検査又は試験の結果、この契約に定めた事項に適合しないと認められた物品を発注者の指定する期間内に速やかに引渡場所以外に搬出しなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の期間内に物品を搬出しなときは、受注者がこの物品に対する権利を放棄したものとみなし、任意にこれを処分することができる。

#### (相殺)

**第20条** この契約により発注者が受注者に対して有する債権は、この契約又は他の契約に基づいて受注者が発注者に対して有する債権と相殺することができる。

#### (疑義)

**第21条** この契約書及び文書等に関して疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議の上、解決を図るものとする。

#### (遵守規定)

**第22条** 受注者は、この契約に定めるもののほか、契約規程その他関係法令を遵守しなければならない。